

## 第一種フロン類回収業者の皆様

業務用エアコン、冷凍冷蔵機器に係るフロン類取扱い業者の皆様へ

# 平成 27 年 4 月より **改正フロン法** が施行されます！

業務用冷凍空調機器の整備時にフロン類の充填を行う者は都道府県知事の登録を受ける必要があります。  
また、充填を行う際に守るべき充填の基準が定められます。

(現行法における第一種フロン類回収業者は、改正法施行以降、第一種フロン類充填回収業者とみなされます。)

### 主な改正内容

#### 【フロン類の充填に関して】

- 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の整備時にフロン類の充填を行う者は、第一種フロン類充填回収業者として都道府県知事の登録を受ける必要があります。  
(第一種フロン類回収業者として登録を受けている者は、改めて登録を申請する必要はありません)
- 充填にあたっては、必要に応じ、管理者へ修理等の必要性を説明する等、充填の基準に従って行ってください。
- 充填したフロン類の種類およびその量等を記録してください。

#### 【フロン類の破壊・再生について】

- 回収したフロン類の引渡し先として従前の破壊業者に加え、フロン類再生業者（国による許可が必要）が新たに規定されます。

#### 【書類の回付等について】

- 整備時の充填・回収に係る書面の交付、フロン類の破壊・再生に係る書面の回付について新たに規定されます。

機器の管理者についても以下の規定等が新しく定められています。

- 『判断の基準』に従い、機器を管理することが必要となります。

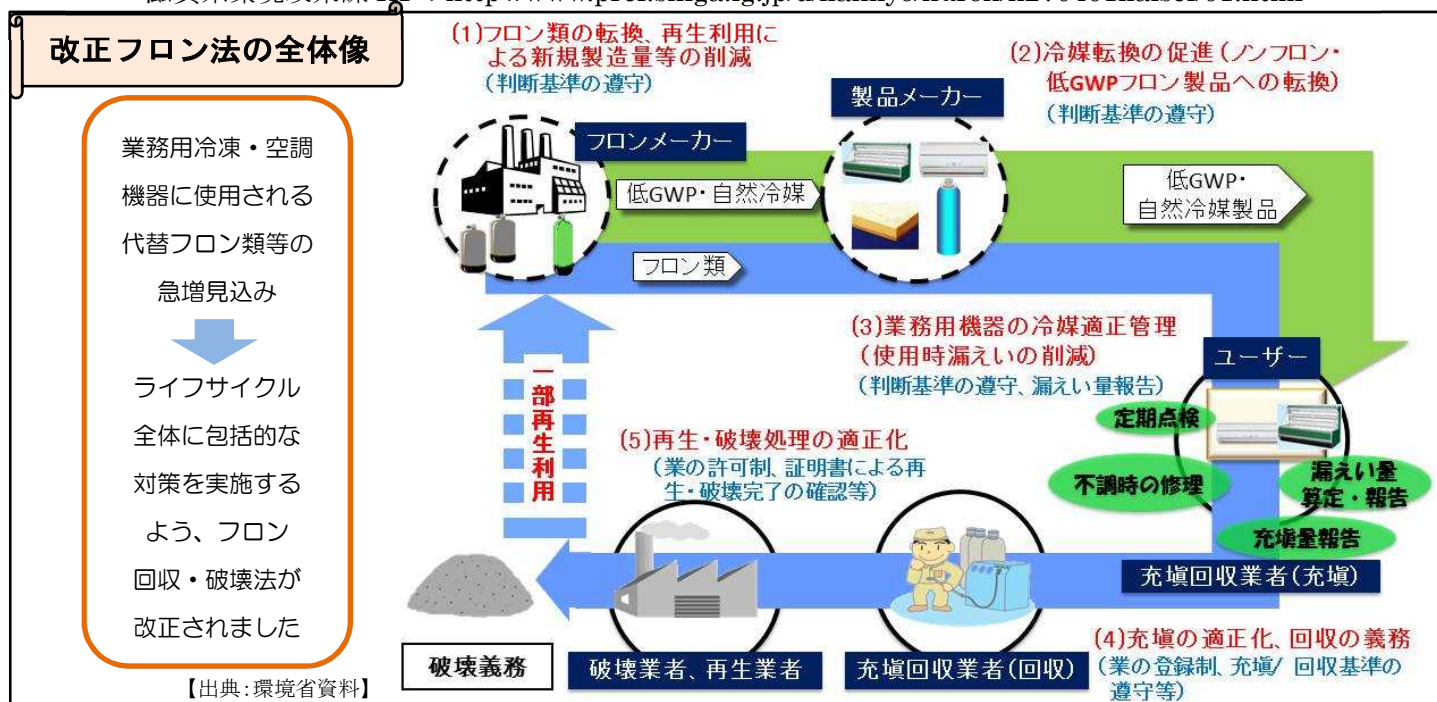
機器ごとに点検・整備の記録を付けること、機器の規模に応じた定期点検を実施すること等が必要となります。

- 『一定規模以上の漏えいについて、国への報告を行うことが必要となります。』

機器の管理者は充填・回収証明書の記載内容から、算定漏えい量を計算し、事業者として年間 1,000CO<sub>2</sub>-t 以上の漏えいがあった場合には、国へ報告することが必要となります。

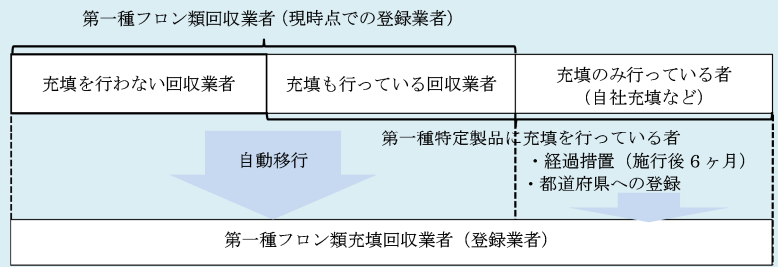
◆機器管理者に係る主な改正内容については、別途チラシを作成していますのでご参照ください◆

滋賀県環境政策課 HP : <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/huron/h270401kaisei/01.html>



## 1. 第一種フロン類充填回収業者の登録制について

- 第一種特定製品の整備時にフロン類の充填を行う者は、第一種フロン類充填回収業者として都道府県知事の登録を受ける必要があります。
- これまで、充填のみを行っていた方は施行後6ヶ月以内に都道府県知事あて登録の申請を行ってください。



※ 改正法が施行される時点で、第一種フロン類回収業者として登録を受けている者は、第一種フロン類充填回収業者とみなされます。新たに、第一種フロン類充填回収業者として、登録を申請する必要はありません。

## 2. 充填の基準について

フロン類の充填に当たっては、充填の基準に従い行う必要があります。

- 点検記録簿や外観目視等により、あらかじめ機器の冷媒漏えいの有無を確認してください。
- 漏えい確認時には、点検や修理の必要性について、管理者へ連絡してください。  
(漏えいの修繕後でなければ、原則充填は行うことができません。)
- 充填前には冷媒が機器に適したものか確認を行ってください。
- 充填中および充填後の漏えいを防ぐための措置を講じてください。
- 十分な知見を有する者が自ら実施または立ち会ってください。

## 3. 充填の記録について

- 充填を行った年月日、整備を発注した第一種特定製品の管理者および第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所、充填に係わる機器の種類および台数、充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該機器に充填した量を除く）、回収した後に再び機器に充填した量等、これまでの回収に関する記録に加え、充填についても記録を行い、事業所において保存してください。
- また、毎年度、都道府県知事あて前年度中の回収量等にあわせ充填量等についても報告を行ってください。

## 4. 整備時における書面の交付等について

- 整備時における充填（回収の場合を含む。以下同じ）を行った際には、充填の実施・書面の交付を行った年月日、充填を行ったフロン類の種類、量等を明記した、充填証明書を機器管理者へ交付してください。  
※ 整備時の充填・回収証明書は、機器管理者が大臣へ算定漏えい量を報告する際の基礎資料となります。
- なお、管理者の承諾を得たうえで、情報処理センターを活用することで、書面の交付を省略することもできます。

## 5. フロン類の再生・破壊について

- フロン類の再生または破壊を行う者は、それぞれ国の許可を受けなければなりません。
- 第一種フロン類充填回収業者が、再生（破壊）業者へ引き渡したフロン類について、再生（破壊）が行われると、再生（破壊）業者から充填回収業者あて再生（破壊）証明書が交付されます。
- 充填回収業者が、再生（破壊）証明書の交付を受けた際には、機器管理者等へ回付してください。

ホームページの改正フロン法に関する情報もご確認ください。

(滋賀県 HP) <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyohuron/h270401kaisei/01.html>

(環境省 HP) [http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)

お問合せ先	環境政策課環境管理担当	TEL : 077-528-3357 / FAX : 077-528-4844	
南部環境事務所	TEL : 077-567-5444	湖東環境事務所	TEL : 0749-27-2255
甲賀環境事務所	TEL : 0748-63-6134	湖北環境事務所	TEL : 0749-65-6650
東近江環境事務所	TEL : 0748-22-7758	高島環境事務所	TEL : 0740-22-6066

(平成27年1月 滋賀県作成)